

東京大学農学部組織規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第47号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学農学部（以下「学部」という。）の管理運営組織に関し必要な事項について定める。

(課程及び学科目)

第2条 学部に、学生組織として次に掲げる課程・専修及び教員組織として次に掲げる学科目を置く。

課程・専修

応用生命科学課程

生命化学・工学専修、農業生物学専修、森林生物学専修、水圏生物学専修、動物生命システム科学専修、生物素材化学専修

環境資源科学課程

緑地環境学専修、森林環境資源科学専修、木質構造科学専修、生物・環境工学専修、農業・資源経済学専修、フィールド科学専修、国際開発農学専修

獣医学課程

獣医学専修

学科目

応用生物学領域、基礎生物学領域

生物生産化学、食品科学

森林生命環境科学、森林資源環境科学

水圏生命科学、水圏生産環境科学

比較農業・経済学、開発政策・経済学

地域環境工学、生物システム工学

材料・住科学、バイオマス化学

生物機能工学

高次生体制御学、動物機能科学

比較動物医科学、病態動物医科学、臨床獣医学

生圏関連科学

(教育研究に関する協力)

第3条 学部の教育研究は、農学生命科学研究科及び新領域創成科学研究科の協力を受け

て実施する。

(教授会)

第4条 学部に、基本組織規則第24条第1項の規定に基づき、学部教授会を置く。

- 2 学部教授会は、農学生命科学研究科に所属の学部兼担の教授及び准教授並びに同附属施設に所属の教授及び准教授をもって構成する。
- 3 学部教授会は、学部の教育研究に関する重要事項及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項について審議し議決する。
- 4 学部教授会に関しその他必要な事項については、別に定める。

(学部長)

第5条 学部に、基本組織規則第25条第1項の規定に基づき、学部長を置く。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。
- 3 学部長に関しその他必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第6条 学部に、副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長が委嘱する。
- 3 副学部長に関しその他必要な事項については、別に定める。

(学部教育会議)

第7条 学部教授会のもとに学部教育会議を置く。

- 2 学部教育会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第8条 学部の事務を処理するための組織については、別に定める。

(細則への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沿革

東京大学農学部組織規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第4章 学部

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成18年03月17日

◇平成19年03月22日

◇平成23年03月28日

◇平成24年03月29日

◇平成27年03月26日

◇令和06年03月21日

◇令和07年03月27日